

令和 5 年
桜井市農業委員会
8 回
定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 10 日 (木) 9:30～

2. 開催場所 本庁舎 大会議室

3. 出席委員 24 人

1. 森岡 安佐子	2. 新井 博子	3. 西川 和男	4. 森本 修市
5. 藤本 俊彦	6. 榊原 雅彦	7. 青木 麻美	8. 橋本 和三
9. 榊井 利行	10. 鳶岡 孝夫	11. 細田 周作	12. 箕輪 周治
13. 中畑 博	14. 山本 廣幸		

【農地利用最適化推進委員】

1. 上之家 成和	2. 植田 淳	3. 水野 信弘	4. 鳶岡 宏和
5. 高橋 秀壽	6. 下浦 長年	7. 辻谷 恵一	8. 畑中 正美
9. 細田 勝彦	10. 森田 周克		

4. 欠席委員 0 人

【農業委員】

【農地利用最適化推進委員】

5. 議事次第

報告第	8 号	農地法第4条第1項第7号の届出について	1 件
		農地法第5条第1項第6号の届出について	9 件
		使用貸借による権利に係る合意解約について	1 件
議案第	24 号	農地法第3条申請について	7 件
議案第	25 号	農地法第5条申請について	2 件
議案第	26 号	農用地利用集積計画の決定について	

6. 会議の概要
事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和5年第8回定例総会を開会いたします。

山本会長

それでは始めに、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。
みなさん、おはようございます。新しい体制となって初めての通常総会となります。皆さんよろしくお願いいたします。

事務局

毎日暑い日が続いていますが、今月半ばから農地パトロールが始まります。事務局から説明があるかと思うので、事前に担当地区の把握や熱中症対策をするなどして、パトロールの事前準備を整えていただければと思います。体調に気を付けて活動に励んでください。

議 長

本日、出席委員は24名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

議 長

桜井市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なし】

それでは、議事録署名委員は、1番森岡委員、2番新井委員をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

事務局

報告第8号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議 長

【報告第8号を議案書をもとに朗読】

ただいまの報告第8号について、ご意見等ございますか。

議 長

【発言なし】

よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

議 長

議案第24号「農地法第3条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

農地法第3条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議 長

それでは、巡回していただきました、農業委員2番新井委員からご報告をお願いします。

農業委員2番新井委員

8日に事務局2人と農業委員2名で巡回してきました。小夫の場所は、* * *という所からずっと上がって行きます。歴史的な良いところで広々していて今にも耕作できそうな場所でした。草刈りもしていて、畑としては良い耕作地になると思いました。場所は地図ページ1です。

2番と3番、巻野内についてです。地図ページ2です。* * *を東に行くとすぐに駐車場がありまして、そのすぐ横を入ると* * *と少しぶつかる辺りです。両方とも草刈りは終わられていましたが、一方はやぶがらすなどの草が、もう一方はかやなどの草が、多少は生えていました。耕作するには便利良く使える場所でした。土地の売買をすることでお互いが楽になるんだろうと感じました。

地図ページ3の萱森です。萱森は私達も行くのが初めての場所でした。人工林の中をずっと行くとひらけたところにありました。現地は野生の桑が何本かと、畑と水田かなという場所でした。電柵されていて、管理もされているようでした。その北側に建物があって、ひらけているのでここまで到着すれば、作業されるには可能かと思いました。

次は地図ページ4です。これは隣接した土地です。* * *を東へ行ったら、* * *がある辺りです。* * *は、なんきん、トマト、枝豆、いちご、なす、里芋など、家庭で植えられるようなものを植えて畑をされています。

* * *は土を耕されていて、これから何を植えるのかなという感じでした。フェンス側には、椿、ぐみ、なんてんなどの木が植わっています。

地図ページ5の北音羽です。下居の* * *から下がったところで、* * *へ行く道の二岐になったところです。この場所ですが、入口はすっきり草を刈られていて、その隣です。現場は、草刈りはされていましたがススキなどがありました。入口が綺麗にされていたので、奥も作業はしやすいでしょうが、斜面がきついところが大変ではないかと思いました。草刈りをされながら今後どのように使っていけるのかなと思った次第です。以上です。

議 長

それでは、受付番号1番について推進委員8番畑中委員からご報告をお願いします。

推進委員8番畑中委員 報告致します。8月4日に市役所で、事務局を交えて面談をしました。調査書のとおり、問題になる所はなかったです。ただ気になったのが、この土地は以前に借り入れで新規就農者を入れたところ、2年ほどで返してしまったことがありました。今回は買われて個人の所有になるので管理してもらえと思いますが、機械はこれから購入するということで、それで充分できるのか心配はあります。本人はしたい気持ちはあるがどこまでできるかなという心配もあります。新井委員の説明のとおり、場所は広くて良いところです。東大阪市ではプランターで上手に作っておられます。ただ自然相手になると心配な部分もあるので、近くで私も作っているのを見守って行きたいと思っています。ただ一つ、誰でも土地が持てるという事がこれから増えていくと、どうなるのかという不安はあります。

議長 ありがとうございます。この案件につきましては新設農家になりますので、面談を行いたいと思います。それでは、お入りください。

議長 【***入室】

議長 おはようございます。ご足労いただきありがとうございます。まず面談をさせていただく前に自己紹介をお願いいたします。

*** 紹介にあずかりました、***と申します。父がこちらで農業を始めたいということで、この場で自己紹介させていただきます。自分と父は***から来ています。父は日本語が得意ではないのですが、日常会話はできるので、皆様今後ともよろしく願います。

議長 今自己紹介がありました、ご意見ご質問はございませんか。

農業委員8番橋本委員 申請地の小夫ですが、住まいが大阪府で自宅からかなり遠いと思います。田んぼではなく畑というのは日を空けられませんが、今後管理はどうされますか。

*** 父は退職していますので、今考えているのは週3回位で通う予定です。忙しくない時や冬場は週1回程度になるかと思います。運転は得意で長距離の移動も可能です。畑をすることが夢なので、やる気はありますし、頑張ってやっていくつもりです。

議長 ほかにございますか。

農業委員9番榊井委員 耕作の主体者は誰になりますか。

*** 父が主体で、母は手伝う形です。私は仕事をしていますが、父が年月を重ねてきたら、自分も手伝うつもりです。

農業委員9番榊井委員 小夫は畑中委員が近くでされているそうですが、今はどちらでされているのですか。

*** 家の方で家庭菜園程度です。ただ以前***に居た時は50坪程度の畑で10年ほど作っていました。

農業委員9番榊井委員 ***は広いですが、奈良県で一反半の畑を耕作するのは非常にハードだと思います。暑い上、厳しい環境でありますし特に鳥獣被害への対策が大変です。所有されるということで覚悟はあるかと思いますが、機械はこれからということですが、どう準備され、管理されますか。また作物の種類を教えてください。

*** 農作機具と機械は、父の友人で農機具を再利用する業者がいるのでそこをお願いしようと思っています。借りるか、もらうかになると思います。物がなければ自分で買う事になると思います。置く場所は、畑の方に置くことになるのですが、簡単な建物をとっていますが、許可が必要と聞いているので検討しています。作物は季節野菜や自分達で消費できるものを考えています。

農業委員9番榊井委員 提出された書類の中にチェック項目がありましたので、それをご理解いただいて取得されると思いますが、今後ともこちらを守って耕作していただきたいと思います。

農業委員2番新井委員 日本にどれくらい住んでいますか。

*** 今年で***年になります。

農業委員2番新井委員 私自身農地に思い入れがあるので。急にやって、辞めてということにならないようにお願いします。距離的に不可能ではないと思いました。応援したいですが、***があって歴史的にも大事なところなので周りの方と連携を取りながら仲良く、農業を大好きで続けてもらいたいと思います。夏草は成長も早いので大変かと思いますが、ずっと緑を大事に農業をしていってほしいです。農地は農地のままで存続できるようお願いします。

*** はい、分かりました。

議 長 他に何かありませんか。***の意気込みと熱意は感じました。ただ各委員から話があったように、地元で黙々とやってもなかなか前へ進んでいかないです。周りとのコミュニケーションをとって教えてもらうという気持ちが必要です。農地であること、作物を作ること忘れず、一生懸命作っていただけたらと思います。本日はありがとうございました。

* * * ありがとうございます。よろしくお願いします。失礼します。

【***退室】

議 長 ありがとうございます。改めて受付番号1番の案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号2番と受付番号3番についてですが、担当委員が交代しておりますので、事務局からご報告をお願いします。

事務局 受付番号2番と3番について説明します。***は今持っている農地を管理しきれないので、すぐそばで耕作されている***に譲る話からはじまりました。巻野内***と***を***に譲ると自分が所有している農地へ続く進入路がなくなってしまうことから、巻野内***を***から***に譲るという事です。はじめは交換を考えていましたが、面積が大きく異なるため売買となりました。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号2番と受付番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号4番についてですが、こちらも担当委員が交代しておりますので、事務局からご報告をお願いします。

事務局 こちらの案件についても書類の確認を前任者が行っていましたので、事務局から説明させていただきます。***は愛知県にお住まいでしたが週末に來られて耕作されていました。その際に宿泊する場所として***のところにお世話になっていたようです。ただ体を壊されて管理ができないという事で、***に譲って管理を任せることから贈与による所有権移転を行うようです。

農業委員8番橋本委員 萱森の***はどれくらい耕作されていますか。贈与により2反半増えるので、そこが気になります。

事務局 ***は***の役員をされています。そこで2万㎡ほどされています。会社としてされているので、一人で管理しているかは分かりません。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号4番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号5番について農業委員5番藤本委員からご報告をお願いします。

農業委員5番藤本委員 譲渡人の***は元々先祖が生田の人で、この田以外にも何枚か持っておられます。譲受人の***は***の土地を以前から耕作されていて、***から高齢のため買ってほしいという話があって、購入されたようです。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号5番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号6番について農業委員5番藤本委員からご報告をお願いします。

農業委員5番藤本委員 この土地も***の隣の土地で、***の***が買われます。***は筋向いの土地を買われた方で、ついでにこの土地も買う話になったようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

農業委員9番榊井委員 たまたまの偶然ですか。隣が今回の話であがったのは。

農業委員5番藤本委員 そうです。そこを売るならうちも買ってという話になったようです。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号6番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、受付番号7番について推進委員1番上之家委員からご報告をお願いします。

推進委員1番上之家委員 7番の譲渡人***は、生まれは***です。土地は北音羽にあります。仲介業者の***の代理人が来られました。私も、草が生えているのでしっかり管理してもらうよう言いました。農地としてしっかり維持するようにして下さいと言いました、***は他にも土地を持っているようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について、何か質問はございますか。

農業委員9番榊井委員 ***について住んでいるところを知っているが、植田委員さん、この方は農業をされていましたかね。

推進委員2番植田委員 知らないです。土地は買っていて、夏場は草刈りをしてるようです。今は***の若い夫婦が耕作すると使っています。

議 長 私の知っているところに関しては、手のつけられないような土地でした。年数回の草刈りをされています。当時は産地としてみかんや柿をやっていましたが、今はそんな姿も随分なくなりました。農地として維持するためにも耕作してもらうのが一番ですが草刈り管理をされているだけでも、荒地になるのを防いでくれていると思っています。

農業委員2番新井委員 農地を農地として買ったのに、農作業をせず草刈りばかりをずっとやっている。いずれ耕作放棄地になってしまうこともある。買えばそれで終わりですか。ちょっとそこが気になったので質問です。

農業委員13番中畑委員 買ったあとのフォローはしていかないと。持ち主がかわっただけであれば、それだけになってしまう。パトロールや地域としても見守っていく必要があると思います。

議 長 この案件について、何か質問はございますか。

【異議なし】

議 長 それでは、議案第24号、受付番号7番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第25号「農地法第5条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第25号を議案書をもとに朗読】

農地法第5条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議 長 それでは、巡回していただきました、農業委員1番森岡委員からご報告をお願いします。

農業委員1番森岡委員 先日事務局2人と新井委員と巡回してきました。報告致します。***がある***交差点を西へ約300mほどの場所となります。草刈りは綺麗にされていました。何も問題ないと思います。桜井市のこの産業が発展することを祈りたいと思います。今年田植えしようかと思っていたのかなというくらいの状態でした。

の件は、の交差点から100mほど入ったところです。***の看板や、建物があるその横を買いたいとのことです。新屋敷***の隣に***が建っていて、その横の会社に面した所を購入予定です。少し草はありましたが、県道に面している場所は一度は耕していて、高い草はなかったです。

議 長 ありがとうございます。それでは受付番号1番の案件について推進委員5番高橋委員からご報告をお願いします。

推進委員5番高橋委員 はい、報告致します。農地法5条許可申請ですが、6月の申請で農業委員会が承認し、県へ提出した案件です。7月21日に司法書士の***が許可申請に来られました。6月の報告からは草が伸びていました。地主の農耕については3年前までは水稻を行っていましたが、高齢化で後継者がなく継続は難しいとのことです。今回なぜ再申請になったかですが、***が昨年県に開発行為事前協議を進めていたが、進展が遅く転用目的が青空資材置場として申請したが、工場建設が目的であるため、前回の5条申請の取り下げ願いを出して今回の提出に至ったということです。開発許可申請中ということで問題ないと思いました。

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

農業委員9番榊井委員 1000㎡以上であれば、貯水池を作らないといけないと思うが、どうなっていますか。

事務局 計画図面で雨水貯水槽の計画が盛り込まれています。

農業委員8番橋本委員 横が住宅街になっていますが、工場建設について地域住民の承諾などはないのでしょうか。

事務局 工場建設についての建設同意になりますので、農業委員会に回ってくる書類では確認はとれません。

議 長 この案件について、何か質問はございますか。

議 長 【異議なし】
それでは、議案第25号、受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に受付番号2番の案件について農業委員10番鳶岡委員からご報告をお願いします。

農業委員10番鳶岡委員 地図ページ7をご覧くださいながら説明します。農地法第5条の許可申請がありました。場所は新屋敷です。新屋敷の***からの申請です。既存工場の拡張用地として隣接している3か所の田と畑で合わせて2441㎡を譲り受けたいとのことです。3か所とも市街化調整区域です。申請の代理人は***の***です。***は、***の代理店で工業製品を販売し、断熱材の加工も行っている会社です。土地は***に隣接することによって今現在1カ所だけの出入口が、県道の方にも出入りができるように購入されたと聞いています。譲受予定の土地は、工場を増設され事務所棟も新たに建てられます。又駐車場や雨水貯留施設もつくられます。農協支部長、水利組合長の同意もあり問題ないと私自身は判断致します。現在、田は耕作されておらず、30cmほどの草が生えていますが管理はされています。

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 【異議なし】
それでは、議案第25号、受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第26号について説明】

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 【異議なし】
それでは、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の報告事項ならびに議案の審議はすべて終了いたしました。
事務局より事務連絡をお願いします。

事務局 【事務連絡】
よろしいですか。それでは、以上をもちまして、桜井市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

農業委員会等に関する法律第33条及び桜井市農業委員会総会会議規則第18条の規定により、令和5年第8回総会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 番

議席番号 番

議席番号 番
